

資 料

- 資料 1 秋田県特別職報酬等審議会条例
- 資料 2 秋田県特別職報酬等審議会運営規則
- 資料 3 知事等の給与および旅費に関する条例（抄）
- 資料 4 本県における知事及び副知事の給料月額・減額措置の状況
- 資料 5 知事等の給料月額及び全国順位
- 資料 6 グラフ① 知事 全国順位別の給料月額（減額後）
- 資料 7 グラフ② 副知事 全国順位別の給料月額（減額後）
- 資料 8 知事等の給料の減額措置に係る減額割合の分布
- 参考資料① 全都道府県の主要財政指標（平成23年度）
- 参考資料② 本県の財政状況に係る主要指数の推移
- 参考資料③ 一般職の職員の給料の臨時的減額措置

秋田県特別職報酬等審議会条例

[昭和39年秋田県条例第83号]

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条第五項の規定に基づき、この条例を制定する。

（設置）

第一条 知事の諮問に応じ、県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、秋田県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（諮問）

第二条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第三条 審議会は、委員十人をもつて組織する。

- 2 委員は、秋田県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（委任規定）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 略

秋田県特別職報酬等審議会運営規則

〔昭和40年秋田県規則第58号〕

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年秋田県条例第八十三号）第六条の規定に基づき、秋田県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の議長）

第二条 会長は、会議の議長となる。

（表決）

第三条 会議の議決は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他の事項）

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等の給与および旅費に関する条例（抄）

〔昭和 31 年秋田県条例第 33 号〕

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定に基づき、この条例を制定する。

（趣旨）

第一条 この条例は、知事、副知事及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与及び旅費の支給について定めるものとする。

（給料月額）

第二条 知事等の給料月額は、次の表に掲げる額とする。

職 名	給 料 月 額
知事	一、二一〇、〇〇〇円
副知事	九三〇、〇〇〇円
常勤の監査委員	六七〇、〇〇〇円

（期末手当）

第八条 知事等で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、期末手当を支給する。基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 略

（補則）

第十二条 この条例に定めるもののほか、知事等に支給する給料、期末手当及び寒冷地手当の支給期日および支給方法ならびに旅費の支給方法は職員の給与条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 知事等の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十五年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の二十を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。

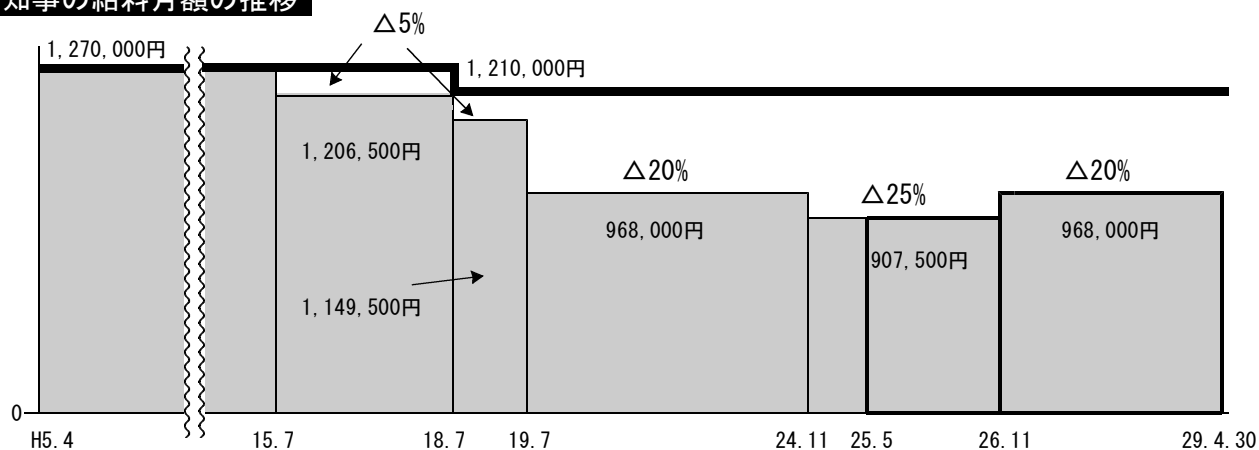
〔※ 次の旧附則第 5 項の規定は、適用期間の終了により、現時点では別の規定に置換え済み〕

- 知事等の期末手当の額は、平成二十一年六月から平成二十四年十二月までの間に支給するものに限り、第八条（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

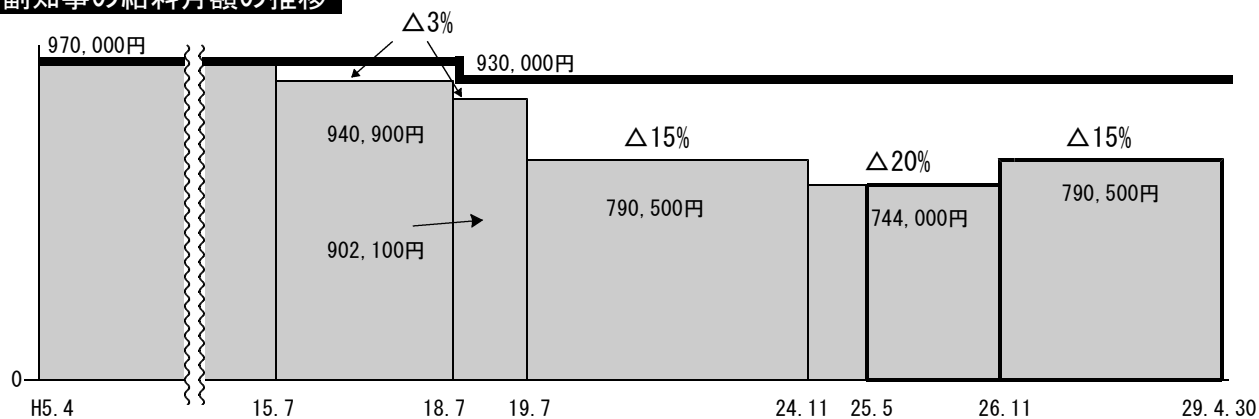
本県における知事及び副知事の給料月額・減額措置の状況

減額措置の期間		減額後の給料月額			
		知 事		副 知 事	
(月額改定 平成 5. 4. 1)		—	(1, 270, 000円)	—	(970, 000円)
減額開始	15. 7. 1 ~ 18. 6. 30	△ 5%	1, 206, 500円	△ 3%	940, 900円
(月額改定 18. 7. 1)			(1, 210, 000円)		(930, 000円)
18. 7. 1 ~ 19. 6. 30			1, 149, 500円		902, 100円
19. 7. 1 ~ (25. 4. 30)		△20%	968, 000円	△15%	790, 500円
24. 11. 1 ~ 25. 4. 30		△25%	907, 500円	△20%	744, 000円
今回の諮問	25. 5. 1 ~ 26. 10. 31				
	26. 11. 1 ~ 29. 4. 30	△20%	968, 000円	△15%	790, 500円

知事の給料月額の推移



副知事の給料月額の推移



— 条例本則による給料月額

■ 減額措置後の給料月額

知事等の給料月額及び全国順位

平成25年4月1日現在 単位:円

	知 事					副 知 事				
	本則による給料月額		減額後の給料月額			本則による給料月額		減額後の給料月額		
	金額	順位	減額率	金額	順位	金額	順位	減額率	金額	順位
北海道	1,380,000	7	25%	1,035,000	31	1,100,000	6	20%	880,000	33
青森県	1,270,000	30	20%	1,016,000	35	970,000	33	10%	873,000	37
岩手県	1,240,000	33	15%	1,054,000	30	960,000	39	10%	864,000	38
宮城県	1,310,000	15	5%	1,244,500	9	1,020,000	18	4%	979,200	10
秋田県	1,210,000	44	25%	907,500	44	930,000	46	20%	744,000	47
			20%	968,000	42			15%	790,500	46
山形県	1,212,000	43	25%	909,000	43	933,000	45	15.5%	788,400	46
福島県	1,320,000	12	20%	1,056,000	28	1,030,000	15	15%	875,500	35
茨城県	1,340,000	9	20%	1,072,000	27	1,080,000	8	15%	918,000	24
栃木県	1,290,000	23	20%	1,032,000	32	1,010,000	24	15%	858,500	39
群馬県	1,310,000	15	10%	1,179,000	16	1,060,000	10	10%	954,000	19
埼玉県	1,420,000	3		1,420,000	1	1,134,000	3		1,134,000	2
千葉県	1,390,000	5		1,390,000	2	1,110,000	5		1,110,000	3
東京都	1,481,000	1	10%	1,337,400	5	1,209,000	1		1,209,000	1
神奈川県	1,450,000	2	25%	1,087,500	26	1,160,000	2	20%	928,000	23
新潟県	1,240,000	33		1,240,000	10	970,000	33		970,000	13
富山県	1,300,000	18	15%	1,105,000	24	1,020,000	18	10%	918,000	24
石川県	1,300,000	18	5%	1,235,000	11	1,020,000	18	5%	969,000	17
福井県	1,300,000	18	10%	1,170,000	18	1,020,000	18	10%	918,000	24
山梨県	1,250,000	32	10%	1,125,000	22	960,000	39	7%	892,800	30
長野県	1,282,000	28		1,282,000	7	988,000	30		988,000	9
岐阜県	1,340,000	9		1,340,000	4	1,060,000	10		1,060,000	5
静岡県	1,287,000	26		1,287,000	6	1,051,000	12		1,051,000	6
愛知県	1,403,000	4	30%	982,100	39	1,112,000	4	20%	889,600	31
三重県	1,280,000	29	30%	896,000	46	1,010,000	24		1,010,000	7
滋賀県	1,320,000	12	20%	1,056,000	28	1,040,000	14	10%	936,000	22
京都府	1,292,000	22	10%	1,162,800	19	1,023,000	17	5%	971,850	12
大阪府	1,310,000	15	30%	917,000	42	1,030,000	15	20%	824,000	43
兵庫県	1,340,000	9	15%	1,139,000	20	1,050,000	13	10%	949,000	20
奈良県	1,214,000	42	10%	1,092,600	25	947,000	42	5%	899,650	28
和歌山県	1,210,000	44	6%	1,137,400	21	950,000	41	6%	893,000	29
鳥取県	1,178,000	47		1,178,000	17	879,000	47		879,000	34
島根県	1,240,000	33	20%	992,000	36	970,000	33	15%	824,500	42
岡山県	1,290,000	23	30%	903,000	45	1,020,000	18	20%	816,000	44
広島県	1,389,000	6	10%	1,250,100	8	1,091,000	7	7.5%	1,009,175	8
山口県	1,290,000	23	20%	1,032,000	32	1,020,000	18	10%	918,000	24
徳島県	1,300,000	18	25%	975,000	41	990,000	27	18%	811,800	45
香川県	1,285,000	27	20%	1,028,000	34	980,000	31	15%	833,000	41
愛媛県	1,320,000	12	25%	990,000	38	1,010,000	24	15%	858,500	39
高知県	1,220,000	41	20%	976,000	40	940,000	43	7%	874,200	36
福岡県	1,350,000	8		1,350,000	3	1,080,000	8		1,080,000	4
佐賀県	1,190,000	46		1,190,000	15	940,000	43		940,000	21
長崎県	1,260,000	31	5万	1,210,000	14	990,000	27	3万	960,000	18
熊本県	1,240,000	33	30%	868,000	47	970,000	33		970,000	13
大分県	1,240,000	33	1.2%	1,225,120	13	990,000	27	1.2%	978,120	11
宮崎県	1,240,000	33	20%	992,000	36	980,000	31	10%	882,000	32
鹿児島県	1,240,000	33	10%	1,116,000	23	970,000	33		970,000	13
沖縄県	1,230,000	40		1,230,000	12	970,000	33		970,000	13
減額実施			37県					33県		
最 高	1,481,000			1,420,000		1,209,000			1,209,000	
最 低	1,178,000			868,000		879,000			744,000	
平 均	1,293,468		17.4%	1,115,149		1,015,894		11.6%	932,549	

注 1) 各都道府県の順位及び平均値は、本県で知事が25%減額、副知事が20%減額とした場合のもの。

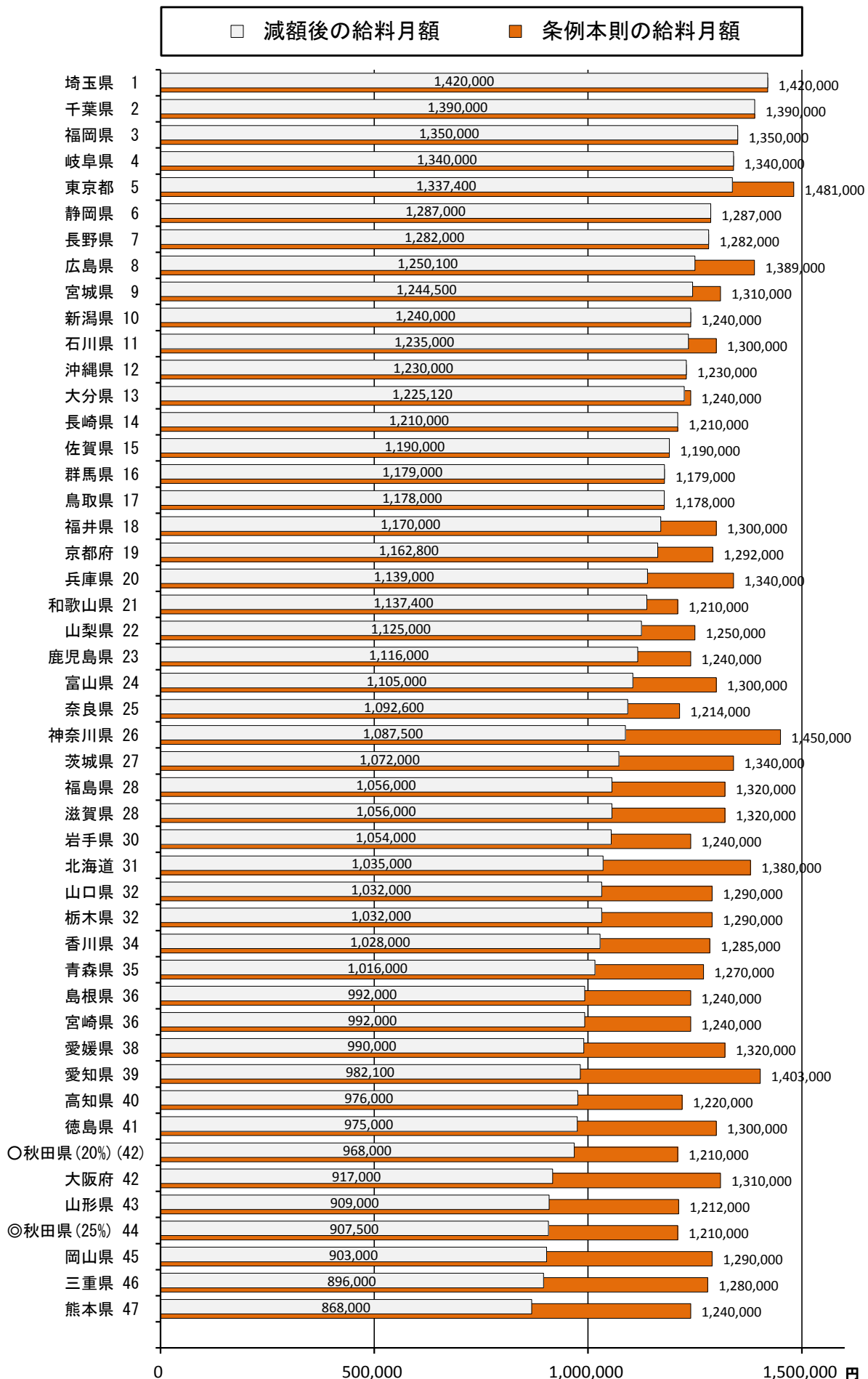
2) 知事等の引責に伴う一時的な給料の減額措置は含まない。

グラフ①

知 事

全国順位別の給料月額(減額後)

25年4月1日現在

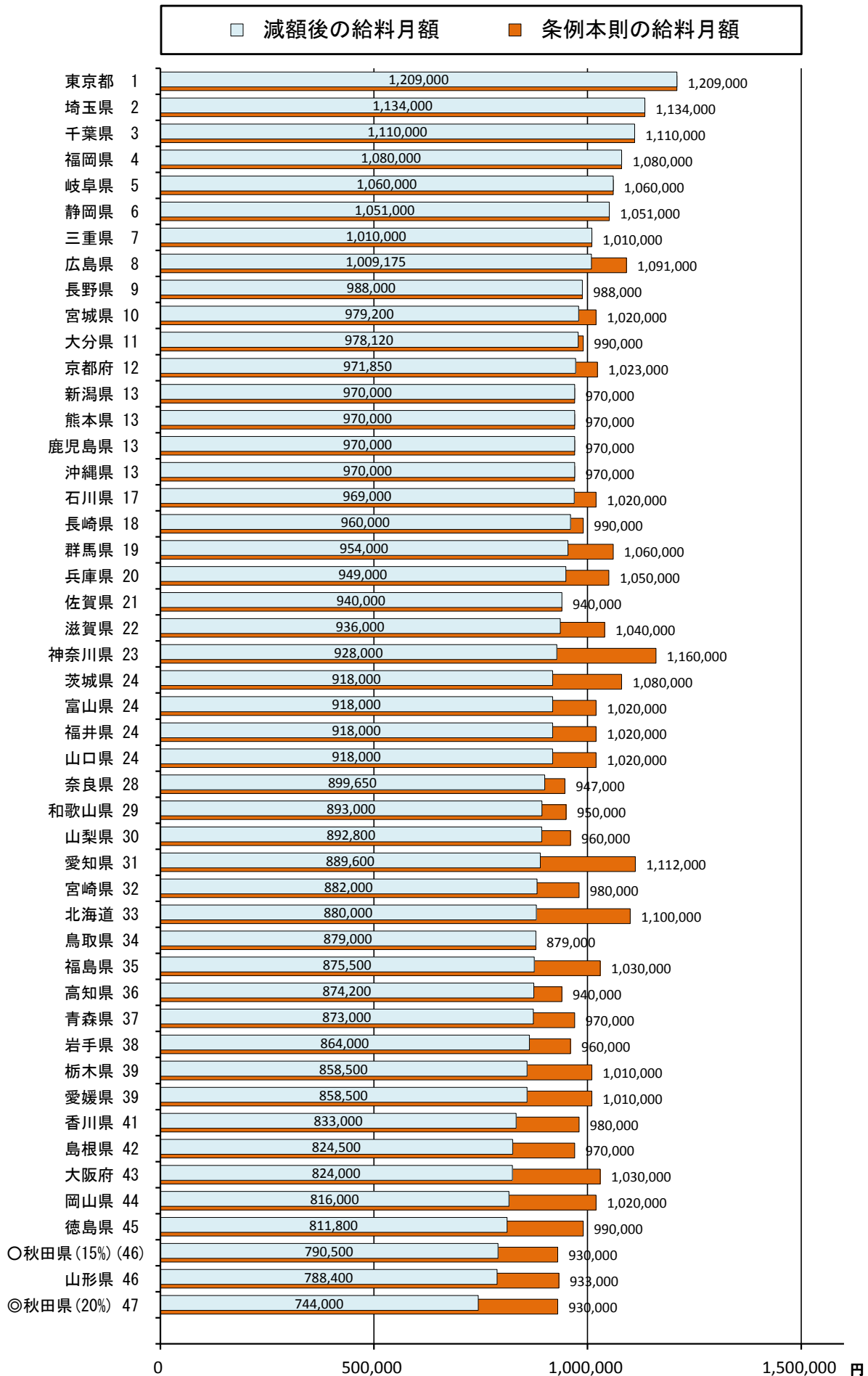


グラフ②

副知事

全国順位別の給料月額(減額後)

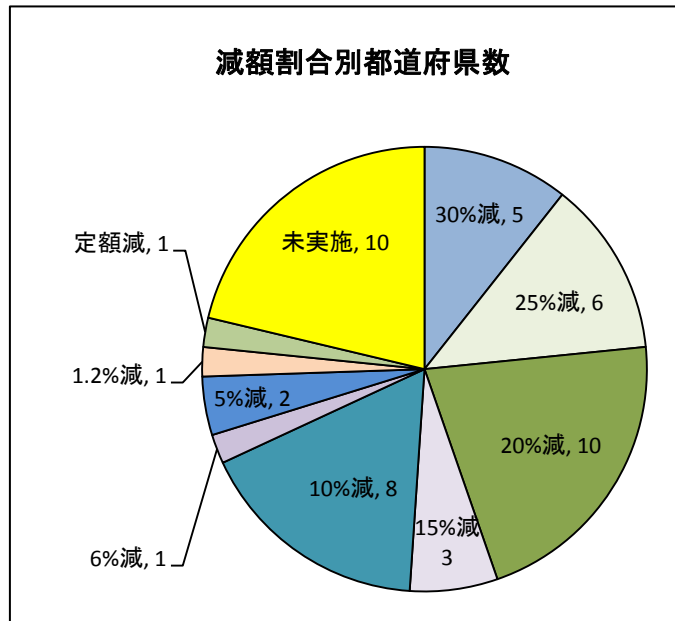
25年4月1日現在



知事等の給料の減額措置に係る減額割合の分布 (25年4月1日現在)

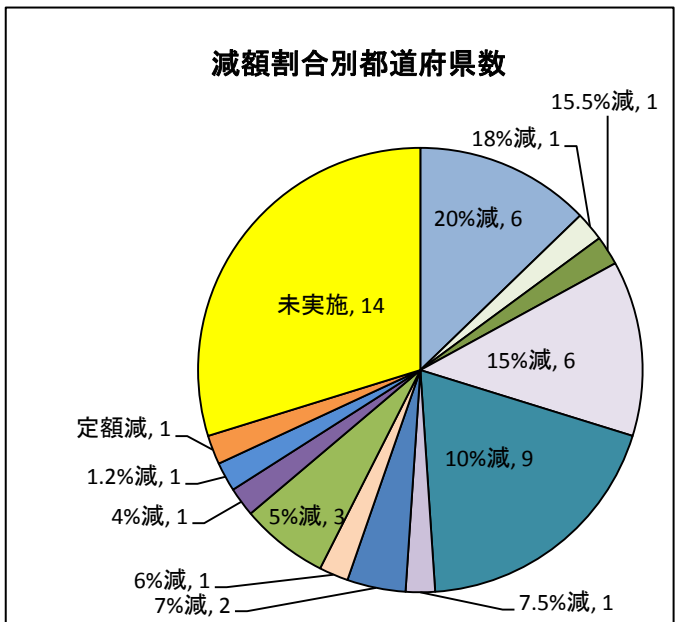
1 知事

減額割合	団体数	備 考
30%	5	
25%	6	秋田県、北海道、山形県
20%	10	青森県、福島県
15%	3	岩手県
10%	8	
6%	1	
5%	2	宮城県
1.2%	1	
5万円	1	
未実施	10	
	47	



2 副知事

減額割合	団体数	備 考
20%	6	秋田県、北海道
18%	1	
15.5%	1	山形県
15%	6	福島県
10%	9	青森県、岩手県
7.5%	1	
7%	2	
6%	1	
5%	3	
4%	1	宮城県
1.2%	1	
3万円	1	
未実施	14	
	47	



全都道府県の主要財政指標（平成23年度）

都道府県	①財政力指数		②経常収支率		③実質赤字比率	④連結実質赤字比率	⑤実質公債費比率		⑥将来負担率	
		順位		順位				順位		順位
北海道	0.38271	29	95.7	38	—	—	23.1	47	334.8	46
青森県	0.30706	37	96.2	40	—	—	18.0	41	195.0	16
岩手県	0.29558	39	93.5	20	—	—	17.6	40	260.1	41
宮城県	0.50519	17	93.3	18	—	—	15.5	27	253.8	36
秋田県	0.27527	44	89.8	3	—	—	15.2	22	237.3	31
山形県	0.31420	36	93.8	25	—	—	14.4	17	242.0	34
福島県	0.41819	24	95.0	34	—	—	14.4	17	166.2	8
茨城県	0.60344	8	91.6	8	—	—	14.2	13	276.2	44
栃木県	0.55945	12	91.0	6	—	—	11.3	4	146.0	5
群馬県	0.55408	13	96.7	41	—	—	11.4	5	177.0	9
埼玉県	0.74039	5	96.9	42	—	—	13.7	11	228.7	28
千葉県	0.75227	4	94.7	30	—	—	11.4	5	202.5	19
東京都	0.96085	1	95.2	36	—	—	1.5	1	92.7	2
神奈川県	0.91292	3	95.0	34	—	—	10.3	2	185.1	12
新潟県	0.38665	28	93.7	24	—	—	17.2	37	281.5	45
富山県	0.43635	23	93.6	21	—	—	18.9	43	270.5	43
石川県	0.44541	21	94.7	30	—	—	17.3	38	239.7	32
福井県	0.37801	30	93.6	21	—	—	17.5	39	204.6	20
山梨県	0.37580	31	92.5	13	—	—	16.8	34	223.6	25
長野県	0.43749	22	93.1	16	—	—	15.2	22	200.1	18
岐阜県	0.49305	18	93.6	21	—	—	19.7	45	218.5	24
静岡県	0.67798	7	94.9	32	—	—	15.3	24	248.2	35
愛知県	0.93440	2	102.5	47	—	—	14.9	20	256.7	39
三重県	0.54604	15	97.1	44	—	—	13.6	10	197.9	17
滋賀県	0.53564	16	93.8	25	—	—	16.1	33	229.4	29
京都府	0.57038	11	95.4	37	—	—	14.2	13	255.6	38
大阪府	0.71815	6	97.0	43	—	—	18.4	42	254.7	37
兵庫県	0.58789	9	99.3	46	—	—	19.5	44	351.7	47
奈良県	0.40335	26	91.7	9	—	—	11.6	7	208.3	22
和歌山県	0.31466	34	92.6	14	—	—	12.4	8	189.3	15
鳥取県	0.25720	45	88.8	1	—	—	12.6	9	123.3	3
島根県	0.22923	47	89.7	2	—	—	16.0	31	183.4	10
岡山県	0.47999	19	92.0	10	—	—	14.6	19	230.7	30
広島県	0.55396	14	90.9	5	—	—	14.0	12	260.4	42
山口県	0.40584	25	92.0	10	—	—	14.9	20	227.1	26
徳島県	0.29351	41	94.2	27	—	—	21.4	46	228.5	27
香川県	0.44550	20	92.7	15	—	—	15.5	27	206.9	21
愛媛県	0.38813	27	90.1	4	—	—	15.5	27	183.5	11
高知県	0.23277	46	94.5	28	—	—	15.5	27	165.3	7
福岡県	0.57609	10	94.9	32	—	—	15.3	24	257.3	40
佐賀県	0.31442	35	91.1	7	—	—	14.2	13	130.8	4
長崎県	0.29417	40	95.8	39	—	—	14.2	13	185.9	13
熊本県	0.35605	32	93.1	16	—	—	15.4	26	211.3	23
大分県	0.34049	33	94.5	28	—	—	16.0	31	188.4	14
宮崎県	0.30082	38	93.3	18	—	—	17.1	36	160.2	6
鹿児島県	0.28819	42	97.1	44	—	—	17.0	35	240.2	33
沖縄県	0.28668	43	92.2	12	—	—	11.0	3	91.2	1
平均	0.46523		94.9				13.9		217.5	

注1) 数値は、総務省の公表データによる。

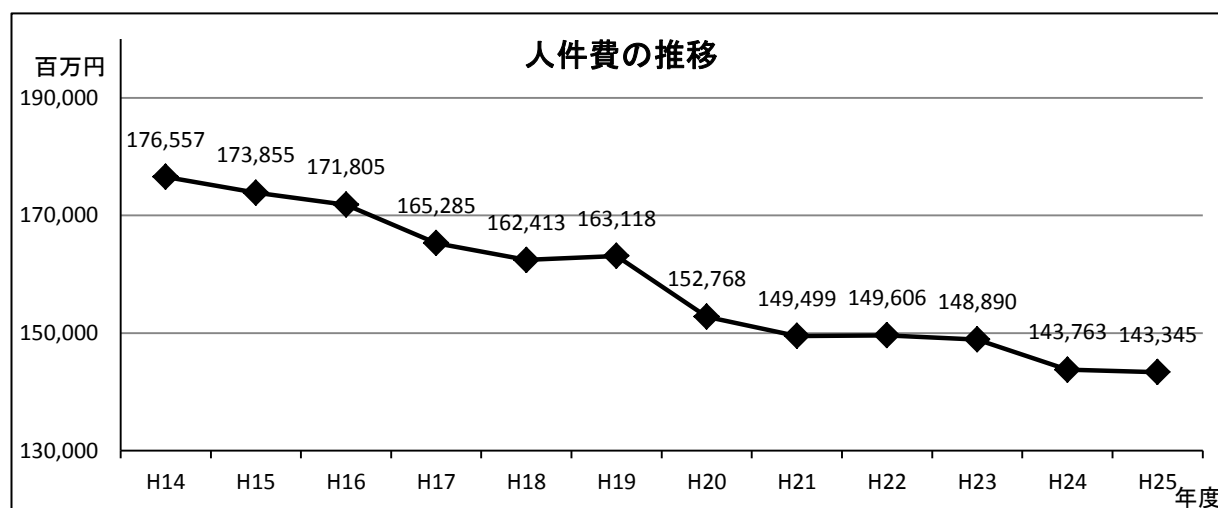
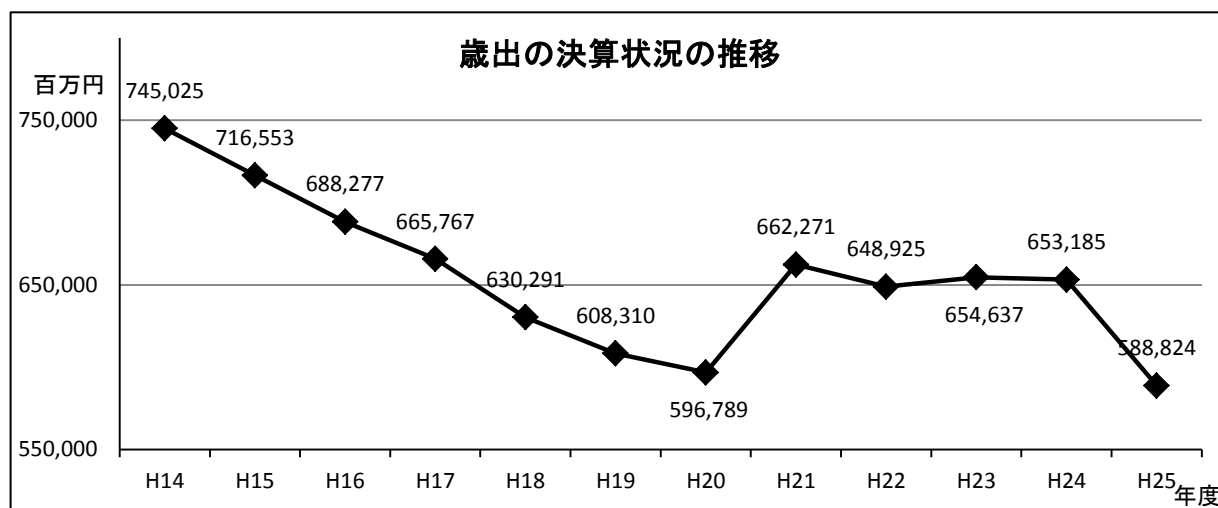
2) 全都道府県において、実質赤字額や連結実質赤字額がないため、「—」と表記している。

3) 平均値は、財政力指数は単純平均、その他の指標は加重平均である。

本県の財政状況に係る主要指数の推移

年度	歳出の決算状況 (普通会計・百万円)		財政力 指 数	経常収 支比率	実質公債 費 比 率	将来負 担比率
	歳出合計	うち人件費				
平成14年度	745,025	176,557	0.23220	90.4	-	-
平成15年度	716,553	173,855	0.23532	88.5	-	-
平成16年度	688,277	171,805	0.24166	93.3	-	-
平成17年度	665,767	165,285	0.25155	92.7	16.3	-
平成18年度	630,291	162,413	0.27646	93.8	16.0	-
平成19年度	608,310	163,118	0.28951	92.5	15.2	265.7
平成20年度	596,789	152,768	0.29740	91.3	14.2	263.9
平成21年度	662,271	149,499	0.29369	92.3	13.9	259.0
平成22年度	648,925	149,606	0.28535	87.1	14.4	236.0
平成23年度	654,637	148,890	0.27527	89.8	15.2	237.3
平成24年度	653,185	143,763	0.26648	未	未	未
平成25年度	588,824	143,345	未	未	未	未

注 歳出の決算状況の項のうち、平成24年度は最終予算額、平成25年度は当初予算額である。



一般職の職員の給料の臨時的減額措置

県内の厳しい経済状況及び雇用情勢等に鑑み、経済・雇用対策事業の財源として活用するため、平成24年11月から平成26年10月までの間、職員給料の臨時的減額を実施している。

概要

実施期間： 平成24年11月1日～平成26年10月31日（24か月）

減 額 率： 本庁の部長・次長級の職員	〔給料月額〕 △7%
本庁の課長級の職員	〔 〃 〕 △5%
一般の職員	〔 〃 〕 △3%
主事・技師級の職員	〔 〃 〕 △1.5%

対象職員： 知事部局、警察本部、教育委員会、行政委員会、議会の常勤職員
（約14,900人）

減額総額： 期間合計約39億円（支給ベース）
（24年度：8億円、25年度：19億円、26年度：11億円）